

# 災害支援ナース登録説明書（本人用）

この度は、災害支援ナースに関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。  
ご登録にあたっては、活動を安全に行っていただく観点から、災害支援ナースの枠組み（定義、役割、身分保障など）を十分にご理解ください。以下の内容について確認し、登録の意思が固まりましたら、別紙登録票にご記入・ご署名をいただき、所属施設看護管理者に提出をお願いいたします。

## 災害時支援ネットワークシステムとは

災害時支援ネットワークシステム(以下、「支援システム」とする)は、大規模災害発生時に円滑に災害看護支援体制を整え、効果的な支援活動を行うための日本看護協会と被災県看護協会を含む都道府県看護協会との相互連携支援システムです。

大規模災害が発生した場合、被災県看護協会の要請により、都道府県看護協会に「災害支援ナース」として登録した看護師を、都道府県看護協会と日本看護協会が派遣調整をした上で、被災地に派遣するもので、災害支援ナースは被災地のニーズに応じて柔軟に看護活動を実践します。

## 1. 災害支援活動

### 1) 災害支援ナースとは

災害時支援ネットワークシステムに基づき、都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職です。

### 2) 災害支援ナースの役割

災害支援ナースは、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めます。また、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供します。

### 3) 災害支援ナースの条件

#### < 必須条件 >

- ① 看護協会会員であり、県協会に災害支援ナースとして登録していること
- ② 実務経験年数が5年以上であること(が望ましい)
- ③ 登録に関する所属施設長の承諾があること
- ④ 災害支援ナース養成のための研修を受講していること

#### < 望ましい条件 >

- ① 定期的(年1回)に災害看護研修(\*1)もしくは合同防災訓練(\*2)へ参加していること
- ② 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入していること

※派遣時は加入していることを条件とするため、平時からの加入を推奨する

- ③ 帰還後に本会が主催する報告会・交流会等への参加が可能であること

( \*1=県協会及び日本看護協会での災害看護研修 \*2=日本看護協会及び県で開催のもの)

### 4) 派遣基準

災害支援ナースの派遣については、災害規模に従い次の段階で実施します。

- ① 被災県看護協会のみで活動が可能な場合は、被災県内の災害支援ナースにより支援活動を

行う。

②大規模災害で、被災県看護協会への支援が必要な場合は、まず被災県の近隣の県協会が災害支援ナース派遣等の支援を行う。

③近隣県看護協会の支援に限界がある場合や支援活動が長期化する場合には、その他の都道府県看護協会も支援を行う。

④支援調整は、①の場合は被災県看護協会が行い、②③の場合は日本看護協会が行う。

#### 5) 派遣時期と派遣期間

派遣時期：発災後3日以降から1ヶ月間を目安とする。

派遣期間：1人の活動期間は原則として、移動時間を含め3泊4日とする。

但し、県外への派遣の場合、日本看護協会が指定する集合場所からの日程が3泊4日となるため、前後1日以上の日数を見越しておく。

#### 6) 災害支援ナース活動場所

原則として被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先する。但し、他組織からの支援がない場合に限り避難所他にも含めする。

#### 7) 災害時の役割

①日本看護協会および都道府県看護協会という職能団体から派遣された者であり、被災地スタッフの指示に従い、災害看護活動を行う。

#### ②自己完結型活動

活動に必要な血圧計・記録用紙・筆記用具・自身の食料や寝具などは持参し、被災地に依存しない。また、マスコミやインターネット、日本看護協会や県協会などを通じ、自ら情報を収集する。

#### ③被災地での役割調整

- ・地元スタッフの指示が行き届かない状況下では、自立的に判断し、柔軟に活動する。
- ・個人での判断を超えるものについては、日本看護協会または被災都道府県看護協会に状況を報告し、調整する。
- ・災害支援ナースの数が過剰であると考えられる場合は、日本看護協会または被災都道府県看護協会に連絡する。

#### 8) 身分保障

災害支援ナースの身分保障は、日本看護協会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にあたっては、災害看護支援活動中(出発地と被災地との移動を含む)の事故等に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険に加入する。

日本看護協会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にかかわる交通・宿泊費及び日当については、日本看護協会の責任において支給する。上記以外に発生する経費その他の負担については都道府県看護協会等が追うものとする。

三重県内被災地への派遣時の保険の加入については、所属施設の労災保険に基づくか、あるいは派遣時に傷害保険に加入する。また、補償は三重県との協定(「災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目」第3条)に基づく。

## 2. 個人情報保護

派遣が決定した災害支援ナースについては、保険会社に被保険者名を通知する必要があります。派遣シフト表を日本興亜損保に提出しますので、あらかじめご了承ください。